

## 外国の大学等との学術交流協定等締結に関する指針

平成 22 年 6 月 29 日

制 定

改正（施行）平成 23 年 2 月 8 日

平成 25 年 6 月 6 日

東京学芸大学（以下「本学」という。）と外国の大学等（以下「相手側大学」という。）との学術交流協定等（以下「協定」という。）の締結に関する取扱いについては、この指針の定めるところによる。

### 1. 協定の目的

本学の基本ミッションである「有為の教育者の育成」を達成するに相応しい相手側大学との交流を実質的に推進することにより、本学の教育研究の一層の充実と国際的水準化を図るとともに、相互の国際理解を促進し、生活・文化の向上に寄与することを目的とする。

### 2. 協定の種類

大学間交流協定とする。

### 3. 協定締結の要件

- (1) 相手側大学の国内外における教育研究面の実績、評価、知名度等を斟酌し、協定を締結することによって、本学の教育研究の向上及び国際化の進展が期待できること。
- (2) 原則として3年以上の学生・研究者交流の継続的、組織的な実績があり、将来も同等の交流実績が見込めること。ただし、協定を締結することが、本学にとって高いメリットを生むと考える根拠が明確であると認められる場合は、この限りではない。
- (3) 特に学生交流計画は、相互交流が期待できること。
- (4) 継続して交流を実施していくコーディネータ及び学内国際部署等の体制が双方に整備されていること。

### 4. 協定の署名者

学長とする。

### 5. 協定の期間

協定は、原則として5年を期間とし、その間の交流実績を評価した上で更新できるものとする。

### 6. 協定書締結に関する諸手続について

相手側大学との協定の締結を希望する者は、大学間交流協定締結申請書（指定の書式。以下「申請書」という。）を作成の上、国際戦略推進本部（以下「推進本部」という。）に提出する。

#### (1) 申請書に記載すべき事項

- ① 協定の趣旨に関すること。
  - ② 交流計画の内容に関すること。
  - ③ 協定の有効期限に関すること。
  - ④ その他交流に必要なこと。
- (2) 協定締結の審議等について
- ① 推進本部は、提出された申請書に基づき、申請者から協定締結の必要性等についての意見を聴取し、相手側大学の組織・教育・研究水準、交流実績、締結による効果、交流の内容及び将来展望等について評価し、大学間交流協定とすることが適当か否かを全学的な立場から総合的に判断する。その際、委員会は、以下の点を目安とする。
    - 1) 「高い知識と教養を備えた創造力と実践力に富む有為の教育者を育成する」というミッション・ステートメントを掲げる教員養成大学である本学と相互交流するに相応しいこと。
    - 2) 中期目標・計画に記載されている国際化に関する目標を達成するために、本学との国際協働が期待できる大学等と積極的に交流を進めること。
    - 3) 本学のバランスの取れた国際交流の進展という観点から、協定校が過度に一部の国や地域に偏ることのないよう全体として配慮すること。
    - 4) 本学の国際交流の個性化促進につながる可能性に配慮すること。
  - ② 推進本部は、協定の更新を審議する場合、協定有効期限内の交流実績をよく吟味し、協定更新が適当か否かを判断する。その場合、コーディネータから意見等を聴取することができる。
  - ③ 国際戦略推進本部長は、推進本部の審議結果を、教育研究評議会に提案し、承認を得なければならない。
  - ④ 国際戦略推進本部長は、大学間交流協定を締結した場合は、教育研究評議会に報告するものとする。
- (3) 協定書について
- ① 学術交流協定書及び学生交流に関する覚書は、別紙様式を参考として作成する。
  - ② 使用言語は、原則として英語とし、参考訳として各々の母国語を添付することができる。
  - ③ 協定書は、正本2通を作成し、それぞれの大学が保管する。

## 7. 指針の改廃

この指針の改廃は、役員会の議を経て学長が定める。

### 附 則

この指針は、平成 22 年 6 月 29 日から施行する。

### 附 則

この指針は、平成 23 年 2 月 8 日から施行する。

### 附 則

この指針は、平成 25 年 6 月 6 日から施行し、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。